

令和6年度

津市文化振興基金活用事業補助金応募要領

応募期間：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

補助金額：助成対象経費の3分の1以内、上限金額は20万円

●応募多数で、採択事業の補助金額の合計が予算額を超過したときは、補助金額を調整するため、各採択事業の希望額を満たさない場合があります。

津市スポーツ文化振興部文化振興課

津市文化振興基金活用事業の概要

●文化振興基金活用事業の趣旨

津市では、文化振興のために「津市文化振興基金」を設置し、文化の輪が広がる社会の形成を目指すに当たり、市民や市民文化団体（以下「団体等」という。）の芸術活動及び文化活動を支援するため、本市の文化の向上に寄与すると認められる事業に対して、事業費の一部を助成します。

●助成の種類

- (1) 補助事業・・・本市の区域内に活動の本拠を有している団体等が、津市の文化の振興を目的に、自らが企画した創造的な事業に対し補助金を交付します。

補助金額・・・次ページの助成対象に掲げる事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の1以内、上限金額は20万円とします。（千円未満は切り捨て）

※ 補助金の交付決定を受けた事業の記念誌等の出版物及び演奏会等のパンフレット等の印刷物につきましては、製作物に「津市文化振興基金活用事業」であることを明記してください。

※ 本事業補助金は、基準や予算の範囲内で補助金を交付しますので、希望額を満たすとは限りません。

● 助成対象事業

本市の文化の振興に貢献できる事業であり、広く一般市民を対象とした、次に掲げる事項に該当するもの。

- 1 市民参加の文化活動及び芸術の鑑賞機会並びに文化講演会、学術講演会等地域の文化を学習する機会を提供する事業
- 2 寄附を目的としない団体等の記念講演会、発表会、展示会等の文化活動の発表事業。ただし、定期的な発表会事業は、5周年、10周年記念事業などスケールアップを伴い、通年の事業費では、開催が難しい事業に限るものとする。
- 3 文芸作品集、郷土・歴史研究誌、文化情報誌等の出版物の発行事業（同人誌及び会員誌を除く。）
- 4 地域の文化を活かした交流・まちづくり事業
- 5 歴史・文化の保存・活用事業
- 6 その他市長が必要と認める事業

※上記のいずれの場合も、環境に配慮するとともに、障がい者、高齢者、子ども、外国人など誰でも参加できる事業であるよう留意してください。

★ 助成対象外の事業

- 1 市外で実施される事業
- 2 参加者（事業の成果を享受する者）のうち、特定の会員等が大部分を占める事業や教授所、教室が行う稽古ごとや習いごとなどのおさらい会などの事業
- 3 当該年度に国、県または市から補助を受ける事業
- 4 営利目的、宗教的または政治的な宣伝意図を有する事業
- 5 文化の振興以外の主たる目的をもって行う事業（例…環境・福祉・国際交流・スポーツ等を主たる目的とする事業等）
- 6 定期的に実施している事業

● 助成対象事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。
(交付決定日以降の支出が助成対象となります。)

- 上記期間内に完了することができない事業については、助成の対象となりません。
- 上記期間より前に準備作業(チケット販売、開催案内発送等)を行うことは可としますが、当該準備作業に係る支出は、助成対象経費に含むことはできません。

● 応募資格

次に掲げる団体等

(ただし、過去2年間、当該補助金を受けたことがある団体等は除く。)

- 1 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者で、文化活動を自ら企画して行う者
- 2 本市の区域内に主たる活動拠点を有する市民文化団体

※令和6年4月1日現在において、本市の区域内に活動の本拠を有している団体。

なお、団体にあっては次のとおりとします。

- (1) 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

※ただし、次の団体は申請することができません。

- ・市および市が出資した法人
- ・学校、事業所等内の文化活動団体
- ・政治、宗教、営利を目的として活動する団体
- ・市から運営費補助を受けている団体

● 応募期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで

● 応募方法

- 1 所定の様式の申込書、または「いつでもオンライン申請（津市オンライン申請）」にて応募してください。

提出先：〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1F
（総合管理事務室内）津市スポーツ文化振興部文化振興課

または各総合支所地域振興課

※ 持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 郵送の場合、締め切り当日の消印有効です。

いつでもオンライン申請（津市オンライン申請）のアドレスはこちら
（津市ホームページからもアクセスができます。）



QRコードはこちら

- 2 応募資格に適合することを証明する書類を添付してください。
個人 … 市内に居住・通勤・通学していることがわかる書類の写し（免許証など）
団体 … 団体規約、名簿
- 3 過去の活動の内容等を示す資料等、関係資料がある場合は添付してください。
- 4 提出された申込書等及び関係資料は返却いたしません。

※ 提出された書類について、その記載内容に関して問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り保管してください。

※ 提出いただいた名簿等については「津市個人情報保護条例」に基づき適正な管理を行います。

● 補助金額

助成対象経費の額に3分の1を乗じて得た額で、当該額が20万円を超えるときは、20万円を上限とします。（千円未満は切り捨て）

応募多数で採択事業の補助金額の合計が予算額を超過したときは、補助金額を調整するため、各採択事業の希望額を満たさない場合があります。

● 助成対象経費

事業の実施に直接必要な経費（交付決定日以降に支出された経費。）とします。

○対象となる主な経費

報償費	出演者謝礼（外部の専門分野の芸術家又は文化団体）
旅費	出演者交通費、 宿泊費（外部の専門分野の芸術家又は文化団体）
需用費	印刷製本費（ポスター、チラシ等の印刷）等
役務費	ピアノ調律手数料、楽器等機材運搬費等
委託料	音響、照明、舞台設営等の委託料（業者委託）
使用料及び賃借料	会場使用料、楽器等借上料、著作権使用料

※ 経費の支出には、必ず領収書を徴取してください。実績報告書には、領収書の写しを添付していただきます。領収書のあて名は、必ず事業の申請団体の名称で記載してもらってください。

なお、交付決定日より前に支出された経費は助成の対象となりませんので、ご承知おきください。

★ 助成対象外の経費

次に掲げる経費は、助成対象外の経費となります。

- 団体の恒常的な人件費や運営費（電気・ガス・水道代、電話代、家賃借地料、事務用機器費など）、補助金の対象となる団体の構成員（そのものが経営する事業者を含む）へ支払われる経費
- 謝金（賞金、賞品、謝礼品、団体構成員にかかる謝金等）
※ゲスト出演・賛助出演者の謝金は可
- 参加者各自に帰属するものにかかる経費（参加賞、記念品、記念誌、映像記録、記念写真代など）
- 旅費（団体構成員の旅費等）
- 宿泊費（団体構成員の宿泊費）
- 食糧費（出演者にかかるものを含め、全て対象外です。）
- 交際費（土産・差し入れ・祝い金・礼状印刷・送付料・花束代など）
- 手数料（銀行振込手数料、代金引換手数料など）
- 備品購入費
- 練習や打合せ等にかかる経費（リハーサル【直前の1回】は除く）
- 出版事業については、印刷製本費以外の経費
- その他、請求書や領収書が徴収、提出できないもの

● 選考・決定の方法

- 1 津市スポーツ文化振興部文化振興課において、書類審査を行います。
審査の結果、助成対象に適している事業と判定した場合は、津市文化振興基金運営委員会の選考審査に付し、適さない事業と判定した場合は、書類を返却します。
- 2 津市文化振興基金運営委員会において選考し、津市長が決定します。
選考の基準は、次の各号に掲げるものとします。
 - (1) 津市の文化への貢献度（事業の趣旨や目的が明確であり、津市の文化振興に寄与する事業）
 - (2) 市民参画（広く市民に広報され、より多くの市民の参画が見込まれる事業）
 - (3) 地域性（津市らしさを感じられる、よく知ることができる事業）
 - (4) 実現性（事業計画、実施体制、意欲など）
- 3 津市文化振興基金運営委員会の選考審査時において、応募されました事業内容を直接、申請者等が説明する時間（15分間程度）を設けます。なお、日時、場所については津市文化振興課から別途ご連絡します。

● 実績報告

助成対象事業が完了した場合は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日または令和7年3月31日のいずれか早い日までに、所定の様式の事業実績報告書に關係資料（領収書の写し、パンフレット等）を添付して提出してください。また、事業計画に変更等が生じた場合は、速やかに変更承認申請書を提出し、計画変更の承認を得てください。

なお、当初承認された事業計画及び予算に基づいて補助金額は決定されますが、事業の実績に変更が生じた場合や、当初承認された事業計画と著しく目的や内容が異なった場合、変更承認申請書を提出する必要があるため、補助金の交付決定の取り消しや補助金額を減額する場合がありますので、ご注意ください。

※ 補助金の返還

やむを得ない事情を除き、事業が定められた期間内に完了しない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。また、事業完了までに概算払い申請の手続きを経て補助金を受領している場合は、一部または全額を返還しなければならない場合があります。

● 注意事項

- ・ 助成対象となる事業は、広く市民のみなさんに参加や鑑賞、閲覧等の機会を提供できるものとします。
- ・ 実績報告した決算書類等（請求書・領収書・パンフレット・写真等を含む）は、申請者において5年間保管をしてください。なお、申請書類等については、津市情報公開条例の対象となります。
- ・ 補助金の交付決定を受けた事業の出版物及び演奏会等のパンフレット・チラシ等の印刷物につきましては、製作物に「津市文化振興基金活用事業」であることを明記してください。

問い合わせ先：津市スポーツ文化振興部文化振興課 事業担当

TEL : 059-229-3250 FAX : 059-229-3344

E-mail : 229-3250@city.tsu.lg.jp (lgはL G)

住 所：〒514-8611

津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1F
スポーツ文化振興部 文化振興課 事業担当

津市文化振興基金活用事業補助金応募に関するよくある質問（Q&A）

Q：趣旨は。

A：応募要領にあるように、対象事業を実施することによって、その成果が津市民の文化振興に寄与すると認められる事業に対して助成を行います。

Q：応募資格のある団体は。

A：津市内に活動の本拠を置き、活動している団体です。したがって、団員の中に津市内在住の団員がいるとか、津市内の施設で発表会をするということでは、応募資格に該当しません。

Q：具体的にはどのような事業が該当しますか。

A：下記のような理由では受付できません。

- ① 恒常的に活動資金が足りないので援助して欲しい。
- ② 前年度と同じ内容での事業援助。
- ③ 観光的要素の濃い事業。
- ④ 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で完結しない事業。

通年で（毎年）実施している事業への助成ではなく、該当年度が「5周年及び10周年記念△△会」のような、スケールアップを伴い、通年の事業費では、開催が難しい場合等が概ね該当します。

Q：収支予算書には津市からの補助金を含んだ予算を記入しますか。

A：「津市文化振興基金活用事業補助金」として計上してください。なお、収入と支出総額は同額になるようにしてください。

Q：応募すれば、必ず助成されますか。

A：必ずしも助成されるわけではありません。まず書類審査した後、津市文化振興基金運営委員会の選考を経て、津市長が決定します。

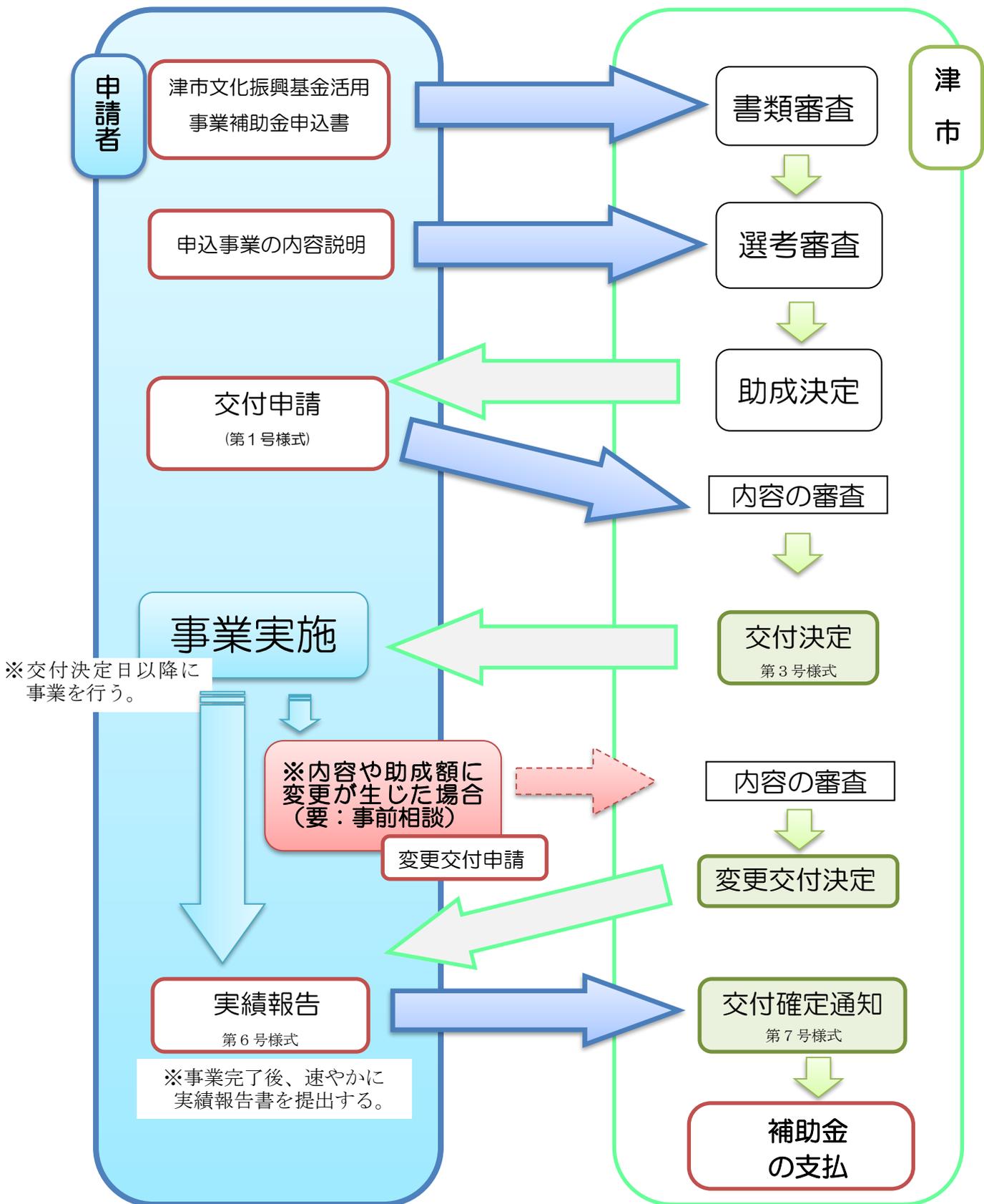
Q：津市文化振興基金運営委員会の選考審査時に説明者の出席は必ず必要ですか。

A：原則、申請者から応募された事業内容の説明をお願いすることとなりますが、どなたも出席できない場合は、提出されました書類に基づき選考を行います。なお、申請者本人が出席できない場合は、代理による出席も可能です。

Q：申込書に書く内容と申請書に書く内容との違いはなんですか

A：いずれも事業の内容を記入しますが、申請書については、津市文化振興基金運営委員会の選考の結果、採択事業の補助金額が予算額を超過するために補助金額を調整した場合や、交付決定日より前の事業内容及び対象経費が記載されていた場合などに、訂正していただくことがあります。

応募申込から補助金支払いまでの流れ



津市文化振興基金活用事業補助金申込書

令和 年 月 日

津市長 様

団体名または申請者名

※ 団体の場合、団体名、代表者名を明記してください。

※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

次のとおり

※ 事業名を明記してください。

事業について申込みます。

申請額	※ 助成対象経費に3分の1を乗じて得た額 (当該額が20万円を超えるときは、20万円) 円
-----	--

個人または 団体名		生年月日 団体創設	年 月 日
--------------	--	--------------	-------

個人	現住所 〒 電話番号 メールアドレス 勤務先名 所在地 〒	携帯番号
----	---	------

団体	所在地 〒 担当者 電話番号 メールアドレス	携帯番号
----	---------------------------------	------

活動歴

※ 下記に記載されていることを踏まえ、ジャンル、今までの活動内容（できるだけ詳細に）、団体は、それに加えて、組織体制（人数・年齢層）などを含めた活動歴を記入してください。

個人（芸術・学術の活動歴）・団体（組織及び活動の概要）
※団体にあつては名簿・団体規約等を添付して下さい。

申請目的

※ 事業を行う目的とともに、申請される内容が、応募要領にある「助成対象事業」のうち、どの事項に該当するかについて記入してください。

事業内容（実施日・実施場所・参加人員・事業の概要等）

※ 実施日、実施場所、参加人員（スタッフ数と予測来場者数は分けて）、事業の概要（事業の内容は詳細に）の事業内容を記入してください。

展覧会・発表会・コンサート等

- ・ 事業実施日時
- ・ 実施場所
- ・ 参加人員、人数（会員○名、ゲスト出演者△名 等）
- ・ 事業内容等の概要説明

出版等

- ・ 発行部数（うち無料配布分○冊 等も記入）
有料の場合は販売金額・販売方法など
- ・ 大きさ・ページ数など
- ・ 発行予定年月
- ・ 刊行物（製品）の内容等の概要説明

事業の実施による市民文化への貢献度

※ 事業を実施したことにより、津市の文化振興にどのように貢献できるのかを、できるだけ明確に記入してください。

津市文化振興基金の過去の助成実績（いずれかに○をつけて下さい）

ある

（ 年度 事業名「 」 ）

※ 「ある」「ない」どちらかに○を記入してください。

ない

なお、「ある」の場合、括弧内の年度及び事業名を記入してください。

※活動歴等において、欄内に記入できない場合は別紙でもかまいません。

添付書類

- 収支予算書 ※ 収支予算書は、別紙の様式を利用ください。
- 見積書等収支予算の内容がわかる資料
- 応募資格に適合することを証明する書類
個人 … 市内に居住・通勤・通学していることがわかる書類の写し（免許証など）
団体 … 団体規約、名簿
- 過去の活動の内容等を示す資料等
（個人または団体としての出版物、コンサートなどは以前のチラシ・プログラム 等）

収 支 予 算 書

事業名 (※申込書の事業名を明記)

【収入の部】

項目及び内容	金 額 (円)	市費充当額 (円)	説 明 (積算基礎)
津市文化振興基金活用事業補助金	200,000	200,000	
入場料	200,000	0	2,000円×100枚
会費	100,000	0	2,000円×会員50名
自己資金	100,000	0	
※自己資金、会費、入場料、協力金等の収入の内訳を記入してください。文化振興基金の補助金については、上記のような形でご記入ください。			
合 計	600,000	200,000	

【支出の部】

項目及び内容	金 額 (円)	市費充当額 (円)	説 明 (積算基礎)
会場使用料	450,000	140,000	施設使用料 250,000円 照明・機材使用料 200,000円
印刷製本費	70,000	45,000	パンフレット 20円×3,000枚 ポスター 10円×1,000枚
出演者謝礼	45,000	15,000	ゲスト出演者 3名×15,000円
食糧費	10,000		お茶代、弁当代等
消耗品費	25,000		消毒液、筆記用具代
※支出について、助成対象外の経費も含むすべての経費を記載してください。 ※印刷製本費、会場使用料等の支出の内訳を記入してください。 そのうち、文化振興基金の補助金を充当する項目については「市費充当額 (円) 【応募要領 5 P 参照】」を右の欄にご記入ください。(複数の項目にわたって充当しても構いません)			
合 計	600,000	200,000	